



マイナ保険証って、本当に必要ですか？

「健康保険証の廃止」に反対します！

政府は今、マイナンバーカードを全国民に所持させるため、カードに保険証機能を搭載した「マイナ保険証」を作成することを国民に呼びかけています。しかし、申込みが進まないため、全医療機関には2022年度中にカード読み取り機器の設置義務化を、保険者（健康保険）には、2024年度中に保険証を発行するかしないか選ばせ、将来的には従来の保険証を原則廃止にする、という方針を打ち出しました。

法律では、カードの取得は国民の任意とされています。にも関わらず、保険診療という生命健康に関わるサービスの利用を阻害しかねない保険証廃止の方針を打ち出すことは、事実上のマイナンバーカード取得強制であり、国民皆保険の理念に逆行するものです。

個人情報を番号に結びつけて一元管理しようとする「マイナンバー制度」には、個人情報の恣意的な収集や、情報漏洩の危険が指摘されています。政府には拙速なマイナンバーカード普及方針を撤回すること、少なくとも国会での審議をつくし、その是非について慎重に検討することを求めます。

医療機関からの声

- 現行の保険証提示による資格確認に問題は起きていません。多額の税金をつぎこむ無駄づかいは中止すべきです。
- 患者への手助けやマイナンバーカード紛失のトラブル、日々のシステム運用などに多くの負担がかかります。コロナウイルス感染症への対応でひっ迫している医療現場の体制の拡充にこそ力を注ぐべきなのに。



患者からの声

- 保険証が原則廃止となったら、マイナンバーカードを持たない人は公的医療保険が受けられなくなるのではと不安です。
- 保険者における保険証発行の選択制導入は、加入者に対してマイナンバーカードを取得するよう、圧力をかけることになります。将来的に保険証が原則廃止となれば大きな不便とカード紛失の危険が付きまとうことになります。



法律家からの声

- 保険証の廃止は、事実上マイナンバーカード取得の義務化に限りなく近いもの。マイナンバーカードの取得は任意とする法令に抵触するのみならず、国民皆保険を掲げる中で保険証を廃止するのは違法です。



マイナンバー制度反対連絡会

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
総務大臣 寺田 稔 殿

マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める署名

年 月 日

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2022」は、2023年4月から「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」、2024年度中には「保険者による保険証発行の選択制」を導入し、マイナ保険証に切り替える誘導をおこない、これらを踏まえて「保険証の原則廃止」を目指しています。

保険証が原則廃止となれば、マイナンバーカードをもたない者は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、「保険証廃止」は事実上、マイナンバーカードの取得義務化に限りなく近いものとなります。

事実上のマイナンバーカード取得義務化により、マイナンバー制度とマイナンバーカードで管理している個人情報を民間事業者が利活用することが広がります。個人に関する様々な情報（データ）を名寄せすることで、個人の人物像をコンピュータ上などに「仮想的」に作り出すプロファイリングによって、国や企業が人々の選別や分類、等級化を進め、人権が侵害される可能性が危惧されます。マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。マイナンバーカード取得強制につながる「健康保険証の原則廃止」方針の撤回を求めます。

「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」は、システム導入に伴う多額の経費や維持費の発生等、医療現場へ大変な負荷をかけることが懸念されています。コロナウィルス感染症への対応で逼迫している最前線の医療現場で、医療機関も患者も望んでいない義務化は撤回し、医療機関と国民が求めている医療体制の拡充にこそ力を注ぐべきです。

「健康保険証の原則廃止」につながる「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」を撤回し、すべての国民の個人情報を尊重、擁護し、真に国民生活を向上させるためのデジタル化を進めることを求めます。

要請項目

一、「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」を撤回すること。

氏 名	住 所

〒109-0041 新宿区北新宿4-33-9 新建ビル

マイナンバー制度反対連絡会（取扱団体： 東京土建一般労働組合）

新宿支部

TEL 03-3362-2161(代)

FAX 03-3362-2339